

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	とちぎけん	ふりがな	とちぎけんこめこせいさんかつせいかけいかく
計画主体名	栃木県	活性化計画名	栃木県米粉生産活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～7年度 令和4年度～4年度	総事業費(交付金)	892,861千円 (394,330千円)
活性化計画目標	新規就農者の増加 これまでの3年間で930名(令和元年度から令和3年度、310人/年)から、令和7年度までに1,140名(令和5年度から令和7年度、380人/年)を目指す	事業活用活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 ・地域産物の販売額の増加:販売額 322,947千円(増加率172%) ・人雇用者数の増加:雇用者数 14人 ・米粉商品の海外輸出:海外向け商品開発3件

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		農産物(米粉用米)の販売額増加により収益向上を図ることで、地域における農業者の生産意欲を向上させ、新規就農者の参入促進及び増加という目標を設定しており、定住等の促進が期待できることから、法の趣旨・目的に適合している。

	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活性化計画目標は、地域農産物の販売額の増加であり、評価指標は、第1評価指標「地域産物の販売額の増加」、第2評価指標「雇用者数（新規就農者等を含む）の増加」、第3評価指標「米粉商品の海外輸出」として、本県産の米粉用米を原料とする米粉製造用の農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を整備するものであり事業として妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標が、拠点となる農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設の整備を行い、地域の農業所得を増加させ収益向上を図ることで、生産意欲の向上及び就農環境や機運を醸成し、新規就農者を増加させることで地域の活性化を目指すものであり、事業活性化目標の「農林水産物等の販売・加工促進」と整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		栃木県単独の改善計画期間中の活性化計画はない。三本木佐野地区（那須塩原市と合同、事業メニュー：農業用排水施設）、亀和田・北赤塚地区（鹿沼市と合同、事業メニュー：乾燥調整貯蔵施設）で改善状況報告を行っているが、目標に向けて着実に進めている。令和3年度末時点で達成率は両地区とも50%を超える見込みである。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		<p>米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画により県内水田をカバーした米粉利用促進の支援であるとともに、「栃木県農業振興計画」「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」及び地域水田農業ビジョンにおける新規需要米生産の取り組みと整合が図られている取組である。</p> <p>「栃木県農業振興計画」、「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」では、米粉製造事業者との複数年契約による生産の安定、多収品種導入による米粉用米の収益力の向上を目指している。</p> <p>米粉生産活性化計画では、本県産の米粉用米を原料とする米粉</p>

				製造拠点を整備し、地域農産物の販売額の増加による生産意欲の向上、新規就農者の参入・定住を促進を目標としており、「栃木県農業振興計画」、「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」と連携して一体的に取り組むことで、地域農業全体の活性化につながると考えられる。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		県内各地の市町農業再生協議会における生産現場での新規需要米生産の検討を踏まえ、関係JAの意向・要望をJA全農とちぎが集約して需給調整し、生産製造連携事業計画と整合をとった計画である。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		生産製造連携事業や市町農業再生協議会には女性も含まれており、意見を反映したものとなっている。生産製造連携事業においては、経営体ごとの計画となっており、正確な女性数を把握できていないが、栃木県米粉食品普及推進協議会では会員総数 161名、法人・団体等 104名、女性 49名、男性 8名となっており、個人の女性比は 86.0% (R4 度) である。新型コロナウイルス感染症対策防止の観点から、R3 年度は協議会を開催できなかったが、協議会での意見交換を通じて、女性の意見・提案を積極的に取り入れていきたい。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		栃木県生産振興課が中心となって生産者団体であるJA全農とちぎと事業主体である(株)波里と連携し事業を推進する。また、生産製造連携事業計画の取組みにあたっては、食品製造業者とJA全農とちぎが地域農業再生協議会や関係JA等と緊密な連携が図られることになっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		県内に米粉製造施設を整備し、米粉用米の作付拡大を推進することで地域農産物(米粉用米)の販売額が増加し、生産者の意欲向上や地域の農業振興を図り、新しい人材が参入できるような魅力ある地域づくりを目指すこととしており、活性化計画の目標を達

				成するために必要な事業であることから当該事業における目標と活性化計画の目標・事業内容は整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		米粉用米の段階的な生産拡大を図り需要量を充足する生産量を確保するため、「生産製造連携事業計画」や「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」と整合を図って、本計画期間を令和4年から7年の4年とした。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		<p>事業実施主体は、米粉用加工施設整備のメニューにおいて必要な認定生産製造連携事業計画に従い事業を行う認定事業者である（生産製造連携事業計画は令和5年1月20日に変更承認）。</p> <p>なお、用地取得に関連する申請等は以下のとおり（6月27日更新）。</p> <ul style="list-style-type: none"> *農業用水払い下げ許可（完了・名義変更済み） *7月8日 分筆申請（法務局、所要期間2週間・7月25日頃完了予定） *7月8日 農地転用許可申請（農業委員会、毎月10日迄の申請案件を月末開催の総会で承認・7月末完了予定） *7月8日 開発許可申請・変更（所要期間1ヶ月・8月上旬頃完了予定） *7月末日 取得予定地登記申請（法務局、所要期間2週間・農業委員会の農地転用許可書が必要な為、7月8日申請分承認次第届け出る。） *8月1日～ 建築確認申請（所要期間1ヶ月半・9月中旬頃完了予定）[R4.6.27更新]
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		交付対象事業費は、交付限度額（上限事業費1,891トン×4,940千円/トン×交付率1/2）の範囲内です。

1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	<p>活性化区域の総面積 601,936ha のうち農林地の面積は 498,443ha(県全体の農林地：503,733ha、既に市街地を形成している区域中の農林地：5,290.5ha)農林地の占める割合は 81.6%であり、基本方針に示す概ね 80%を満足している。(総面積は国土交通省国土地理院令和 4 年全国都道府県市区町村別面積調査、既に市街地を形成している地域の面積及び農林地の面積は、土地利用現況調査結果(栃木県県土整備部都市計画課(令和 4 年 8 月 28 日公表)(別紙 1)。当該区域面積 601,936ha は本県の総面積から都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域(38,873.5ha)を除いており、既に市街地を形成している区域は含んでおらず、農業が重要な地域となっている。</p> <p>県内市町での「既に市街地を形成している地域(以下、用途地域等)」を除いた区域の農林業従事者数と割合は、80,557 人となり、その割合は 8.7%となる。</p> <p>また、用途地域等を含む区域でも農林漁業従事者割合は 5.2%となっている。</p> <p>以上より、基本方針に示す全就業者数に対する農林業従事者の割合がおおむね 5%以上を満たす。</p> <p>さらに、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合は増加しており(69.5%)、地域の活力低下が懸念されており、農産物処理加工施設・農産物集出荷施設を整備することで、地域農産物の販売額増加により基幹産業である農業の振興や新規就農者の確保など、地域活性化が必要な地域である。このことから、活性化区域の設定は適切である。</p>
------	----------------	---	--

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄	判断根拠
----	----	-------	------

		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回新規に取り組む事業であって、関連の施設整備であってもすでに実施しているものは交付対象としていない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		事業実施主体において、建設会社に委託して各種法令等に適合した米粉集出荷貯蔵施設建屋の構造を検討しています。また、各種法令等に適合した構造計算を、建設会社または建築事務所に委託して作成する予定です。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		該当なし
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—		該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記3農山漁村発イノベーション等整備事業 第8実施基準等2（3）ウの基準を満たしている。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○		農林水産物処理加工施設（米粉加工処理施設）設備：10年 農林水産物集出荷貯蔵施設建屋・新設：31年 ※出典は国税庁ホームページ（減価償却のあらまし／主な減価償却資産の対応年数表、および耐用年数の適用等に関する取扱通達

				の付表)
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化対策）費用対効果算定要領に基づき、第4の1の（1）に基づき、生産向上等効果を算出しており、適切である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		費用対効果分析による算定結果は、年効果額は138,007千円、総合耐用年数は12年、還元率は0.1081、妥当投資額は1,277,130千円、廃用損失額は0円、投資効率は1.57である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>事業実施主体は計画主体が指定する者（株）波里）であって米粉の需要に応じた定着拡大に資する取り組みである。</p> <p>実施要領の該当箇所は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象事業：別表2（1）生産基盤及び施設の整備 処理加工・集出荷貯蔵施設 ・ 事業メニュー：⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設 ・ 要件類別及び事業内容：別表3 1. 農山漁村定住促進対策型 第1 農村地域等振興支援（12）新用途米穀の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動 <p>また、事業実施主体の（株）波里は、認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う認定事業者であり（令和4年1月19日付で承認）、水田面積要件については、717haであり、別表4の計画主体が指定した者に該当する。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		<p>事業実施主体は生産製造連携計画で製造事業者者に位置づけられている民間事業者であるため、個人に対する交付ではない。</p> <p>当該事業で実施する内容は、米粉製造施設の整備であり当該事業目的達成のために必要不可欠な施設整備であって、かつ、生産製</p>

				造連携計画に対応する施設規模である。各事業主体の施設利用規定等に基づいて利用される施設であり、新規需要米の加工以外に使用されることがない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		近隣市町には量産化に対応した米粉処理施設は整備されていない。県内には(株)波里以外に2社あるが、今回整備する(株)波里において、県内生産の米粉用米の65%以上（令和3年産）を処理加工している。 生産者および関連事業者と策定した生産製造連携事業計画において、達成可能な目標として717haから1,093haまで増やす目標を設定し、施設の利用計画を設定しており、見通しは適正である。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		米粉用米の生産連携事業計画もとづき集荷した米粉用米を購入して処理加工するための施設利用である。目標として5,500tの集出荷・受入れを予定しており、施設の規模・処理能力に見合った利用計画とした。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		施設の処理能力は年間5,500t（玄米）であり米粉用米の集出荷目標5,500tと一致している。設置場所は、(株)波里所有地及び所有施設内である。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		国内外で需要の増加しているグルテンフリー商品の生産体制を整えるとともに、量産化による価格の抑制による業務用需要に対応することで販路拡大を計画している。さらに、アフターコロナを見据え、世界で拡大しているグルテンフリー市場に対応し、グルテンを含まない米粉製品の輸出にむけた取組も開始する等、新規

				需要拡大の販売額も反映した計画としている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		運営を行う事業主体の（株）波里では、商品開発や品質管理の中心は女性が担っている。また、女性を積極的に管理職へ登用するほか、子育て両立支援の為、中学校入学までの時短制度を導入し、女性参画促進への取組を行っている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		生産製造連携事業計画で目標とする米粉用米 5,500 トンの加工処理に即した施設規模・能力となっている。また、施工実績のある業者からの見積もりを基に有識者が十分精査した上で事業費を積算しており、収支計画においても損失は回避しており、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		既存施設も有効利用することにより、コストの低減に努めている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		目的達成のために必要な専用の施設を対象としており、付帯施設は交付対象として適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		目的達成のために必要な専用の備品を対象としており、交付対象として適正である。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		米粉用米は事業主体の地元を中心に集荷されるほか、県内 JA、集荷業者単位に流通・搬送する上で交通の利便性も良い。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		既存所有の敷地内、および取得ないし賃借予定の敷地内に整備を行う。土地所有者と土地売買契約締結済み、農地転用認可され次第、登記等の手続きを実行する。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			

	<p>実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか</p>	○		<p>対象とする農林水産物処理加工施設の上限事業費は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱の交付対象上限事業費の基準(農産物処理加工施設(土地利用型作物)計画処理量1トンにつき4,940千円)の範囲内である。</p> <p>費用対効果分析における効果発現量は1,891トン(全体では5,500トンであるが今回整備する施設での処理加工分)であり、上限事業費内(1,891×4,940千円)である。</p> <p>農林水産物集出荷貯蔵施設上限事業費の延べ床面積1㎡当たり29万円以内(130,458円)であり、適正である。</p>
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)</p>	○		<p>農林水産物集出荷貯蔵施設 1,497.99㎡であり 1,500㎡以内である。</p>
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)</p>	○		<p>事業費は、延べ床面積㎡当たり 13.0万円(農林水産物集出荷貯蔵施設)である。</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>			
	<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	—		<p>該当なし</p>
	<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	—		<p>該当なし</p>
	<p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</p>	—		<p>該当なし</p>
	<p>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</p>	—		<p>該当なし</p>
2-16	<p>事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	○		<p>自己負担分のうち、80%を政府系金融機関(日本政策金融公庫)、20%を民間金融機関(群馬銀行)からの融資とすることで社内決定している。融資及び償還について、償還計画を作成し各融資機</p>

				関と最終的な調整段階にある。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		<p>入札は地方自治法第 234 条に基づき「指名競争入札」を予定しており、米粉処理加工施設製造設備は「総合評価方式」、集出荷貯蔵施設建屋、集出荷貯蔵施設空調設備は「単純価格方式」を予定している。</p> <p>米粉処理加工施設の製造設備については、品質や技術的な点で特殊性があり、目的とする品質の米粉を製造可能な施設を施工できる業者が限られることから、指名競争入札・総合評価方式を採用する予定である。</p> <p>また、集出荷貯蔵施設建屋、集出荷貯蔵施設空調設備については、年度内での完了を希望しており、工期の期限が決まっていることから、遠方の業者や施工能力の不明な業者を選定できないため、指名競争入札・単純価格方式を採用する予定である。</p>
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		施設管理・運営規定に基づき維持管理する。保守点検に要する維持経費や施設更新のための減価償却費については収支計画に計上して管理する。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		税理士等も含めて収支計画を検討している。米粉製品販売収入 252 百万円に対して、原材料費、維持管理費、資材費、償却費等 252 百万円以内に抑制して収支の均衡を図る。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		申請予定はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		施設整備の目標は、地域農産物の販売額の増加、雇用者数（新規就農者）の増加である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付	○		本事業は、米粉製造事業者等が、米粉用米の生産・利用に取り

	対象となる施設等ではないか			組む生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）の認定を受けることを前提として、活性化計画に位置付けられた施設整備をするものであり、他の施策において交付対象となるものではない。（強い農業・担い手づくり総合支援交付金は農業者を対象とした施設整備の支援であり、米粉用米は水田リノベーション産地・実需協働プランの対象品目ではないため、米粉用米を対象とした施設整備に「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」は対象外）
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。